

総務委員会会議録

日時 令和8年3月23日（月） 開会時間 午後2時59分
閉会時間 午後4時40分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔
副委員長 飯島 力男
委員 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜 笠井 辰生
名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 望月 勝

説明のため出席した者

総務部長 関口 龍海 総務部次長 中村 隆宏 財政課長 岩間 勝宏

議題（付託案件）

第66号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第13号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 午後2時59分から午後3時7分まで、途中休憩を挟み、午後4時39分から午後4時40分まで総務部関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

※第66号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第13号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑

笠井委員 66号議案の歳入ということで、今回応訴せざるを得ないと。その上で弁護士費用がこれだけかかる。その先に見込まれる成功報酬というのは、どのような内容で弁護士事

務所と話されているのかをお尋ねします。

向山委員長 総務委員会所管の歳入の審査なので、その所管内での質疑で、執行部側もその所管内での答弁にとどめるようにしてください。

岩間財政課長 弁護士費用につきましては、先ほどの本会議のほうでも御説明があったかと思いますが、令和3年に議会へお諮りした報酬に関する指針、具体的には、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針に基づいて、旧日弁連基準を用いて適正に算定されたものでございます。

着手金からまず説明させていただきますけれども、経済的利益を10億200万円余という形で計算しております。細かい算定は日弁連の報酬基準に基づきますが、これで一旦出された金額が2,600万円余という形になります。

今回、そこの部分について担当弁護士事務所と交渉しまして、3分の2の金額で、今回提示させていただいている1,700万円という予算となっております。この部分で差し引いた部分については、基準に基づいて成功報酬のほうに上乘せという形になります。

その計算について、成功報酬額ですけれども、債務負担として今回6,270万円余という形になります。損害賠償の請求事件で6,091万円、そして、仮処分命令の申立て事件が185万円余になります。

損害賠償請求のほうは同じく10億200万円に4%を乗じて、これに規定の金額である738万円という定められたものを加算いたします。これに、税部分の1.1を掛けまして、さらに今回の2,600万円余から、今回着手金として契約をする1,700万円を差し引いた額を上乘せした金額という形になります。

これに仮処分命令の申し立て時期の185万円余を合わせまして、債務負担行為になる6,276万円余という形になります。

名取委員 訟務事務を管轄している総務ということで、一般論になるかもしれないですが、先ほど、今回の損害賠償請求については訴状がまだ届いていないという答弁がありました。

こういう段階で応訴をするという判断に至るということは、今まであったのでしょうか。

岩間財政課長 確かに今の委員からの御指摘のとおり、訴状についてはまだ到達していない状況でございますけれども、富士急行が県を提訴したという事実は、報道等を通じて明らかになっております。損害賠償請求額につきましても、今回、判明しているため、速やかに対応を行う判断をしたものでございまして、過去、訴状が到達してない中でこうした判断をしたものもございまして、

討論

名取委員 私は追加提案されました補正予算第13号について、反対の立場から討論いたします。
先ほどの本会議での質疑も含め、まだまだ問題点が多いと感じております。また、今同時に審査を行っております土木森林環境委員会でも、会派の議員がこれについて反対をするという表明をしておりますので、私におきましても、歳入部分についても反対をさせていただきます。

藤本委員 私は、今回、本委員会に付託されました第66号議案、令和7年度山梨県一般会計補正予算について、賛成の立場から申し上げます。

 本案は、県有地賃料改定をめぐる訴訟対応に要する訴訟代理人弁護士への着手金などについて、歳入財源として、特別法人事業譲与税を充当するものです。この譲与税につきましては、一般財源として柔軟な活用が可能であり、県民生活への影響を生じさせることなく、不可避な行政課題に対応していくという点で、適切な措置だと考えます。以上の理由から、本議案に対して賛成します。

採決 採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 向山 憲稔